

長門市デジタル推進リーダー研修開催業務 公募型プロポーザル実施要領

本要領は、長門市がデジタル推進リーダー研修を開催するためのプロポーザルを実施するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

なお、プロポーザル実施にあたっては、事業効果を最大限に発現させるため、価格のみによる競争ではなく、技術力、業務内容に関する提案、業務実施サポート体制のほか、本市の求める要件を備えた提案を総合的に審査した上で、最適な事業者を選定するものとする。

1 業務概要

- (1) 業務の名称：長門市デジタル推進リーダー研修開催業務
- (2) 業務の内容：長門市デジタル推進リーダー研修開催業務仕様書のとおり
- (3) 契約の期間：契約締結日から令和8年3月31日まで
- (4) 提案上限額：3,175,000円（消費税額等含む）
※契約の際の予定価格を示すものではない。

2 参加資格要件

本プロポーザルに参加するためには、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (1) 次の各号のいずれかに該当すること。
 - ア 令和7年度長門市競争入札参加資格者名簿に登載されている者
 - イ 上記アに該当しない者にあっては、参加意向申出書受付期間中に競争入札参加資格審査申請書を事務局に提出し、契約締結までに上記アと同等の資格を有していると認められる者
※ 申請様式は、長門市ホームページ「入札参加資格申請について」参照。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと。
- (3) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続きの申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) プロポーザル参加意向申出書の提出の日から契約締結の日までの間において、長門市物品等及び業務委託契約に係る指名停止等の措置要綱に基づく指名停止を受けていないこと。この場合において、国及び県等において指名停止がある場合も提案資格がないものとする。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者ではないこと。
- (6) 国税及び地方税について滞納がないこと。（特別な理由により延納、徴収猶予簿承認されている場合を除く。）

3 プロポーザル実施スケジュール

項目	日程
プロポーザル実施の公告	令和7年7月15日（火）
質問の受付	令和7年7月22日（火）正午まで
質問に対する回答	令和7年7月23日（水）
参加意向申出書の提出	令和7年7月25日（金）正午まで
提案書の提出	令和7年7月30日（水）17時まで
プレゼンテーション審査の実施通知	令和7年8月1日（金）
プレゼンテーション審査	令和7年8月7日（木）
審査結果の通知	令和7年8月8日（金）
契約締結	令和7年8月中旬を予定

4 各項目の事務手続き

本プロポーザルに関する事務局は、次のとおりとする。

長門市企画総務部デジタル戦略課

〒759-4192 山口県長門市東深川 1339 番地 2

TEL：0837-27-0093 / e-mail：digital.promotion@city.nagato.lg.jp

（1）質問の受付

質問方法	質問書（様式5）を電子メールで事務局へ提出 ※提出後、電話にて事務局へメール送受信の確認を行うこと。
提出期限	令和7年7月22日（火）正午まで

（2）質問に対する回答

長門市公式ホームページに回答を記載し、公表する。

（3）参加意向申出書の提出

提出方法	次の書類を持参、郵送又は電子メールで事務局へ提出 ※電子メール提出の場合は、電話にて事務局へ送受信の確認を行うこと。 ア プロポーザル参加意向申出書（様式1） イ 参加資格要件確認誓約書（様式2） ウ 会社概要書（様式3） エ 業務実績（様式4）
提出期限	令和7年7月25日（金）正午まで

（4）提案書の提出

提出方法	次の書類を持参、郵送又は電子メールで事務局へ提出 ※電子メール提出の場合は、電話にて事務局へ送受信の確認を行うこと。
------	---

	ア 提案書表書（様式6） イ 提案書（任意様式）※A4用紙30ページ以内 ウ 見積書（任意様式）
提出期限	令和7年7月30日（水）午後5時まで

(5) プレゼンテーション審査の実施通知

参加意向申出者に対して、参加資格要件等の審査結果を電子メールで通知する。
通知日（予定）：令和7年8月1日（金）

(6) プレゼンテーション審査

実施日	令和7年8月7日（木）
実施形式	オンライン（接続用URLは事務局から別途通知）
実施方法	提案説明の持ち時間は、30分以内とする。 (デモンストレーション等の実施時間を含む) その後、提案内容について10分程度の質疑応答を行う。
評価基準	別紙「長門市デジタル推進リーダー研修開催業務 評価基準」のとおり
その他	1提案者につき、参加者は7名以内とすること。 提案書に記載のない事項は、プレゼンテーションを行わないこと。

5 提案書の作成について

提案書（任意様式）には、次の項目を記載すること。

(1) 基本事項について

仕様書記載の本業務の目的を実現するためのDX研修の内容、開催方法、研修実施によって見込まれる効果等について、記載すること。

(2) 導入実績等について

提案者の会社概要及び他自治体等への本業務と同様の研修開催実績について、記載すること。

(3) 実施スケジュール・実施体制について

研修実施に係るスケジュール、体制及び本市の役割等について、記載すること。

(4) 研修サポートについて

研修実施中における受講者へのサポート内容、サポート範囲、及び対応時間などの支援体制について、記載すること。

(5) 追加提案

仕様書に示す要件以外に、本業務の目的を達成するために有効な企画等があれば、積極的に提案すること。

6 見積書の作成について

見積書（任意様式）には、次の項目を記載すること。

なお、項目毎の明細や工数単価が把握できるように積算内訳を記載すること。

(1) DX基礎研修に関する費用

研修テキストの作成、研修会の開催等に係る費用

(2) B P R 実装研修に関する費用

研修テキストの作成、実装研修の実施に係る費用

(3) 成果報告会に関する費用

(4) プロジェクト管理に関する費用

7 審査について

(1) 審査方法

長門市デジタル推進リーダー研修開催業務プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）において審議し、最も高い評価点数を得た者を受託候補者として選定する。

ただし、評価点数が6割に満たない場合は、受託候補者として選定しない。最高得点者が複数の場合は、委員会で協議の上、決定する。

また、参加事業者が1者の場合も委員会において審議し、本業務を実施するに相応しい事業者であると判断した場合は、受託候補者として選定する。

(2) 評価基準

別紙「長門市デジタル推進リーダー研修開催業務 評価基準」に基づき、提案書等及びプレゼンテーションの内容を踏まえて評価を行う。

なお、参加事業者が3者を超える場合、委員会は提案書による書面審査を行い、プレゼンテーションの対象とする参加事業者をあらかじめ選定することが出来るものとする。

(3) 審査結果の通知

審査終了後、参加事業者に対して結果を電子メールで通知する。

8 契約締結について

受託候補者と仕様書について協議を行い、協議が整った段階で当該仕様書に基づき見積書を微取した上、随意契約の手法により契約を締結する。

受託候補者と協議が整わない場合は、受託候補者の決定を取り消し、次順位の参加事業者を受託候補者とした上で、仕様書について協議を行う。

なお、仕様書は本業務の最低要求水準を示すものであり、契約に当たっては、提案に基づき仕様書を調整する。

9 失格事項

次の各号のいずれかに該当する場合は、失格とする。

(1) 「2 参加資格要件」を満たさなくなった場合

(2) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(3) 提出期限を過ぎて関係書類が提出された場合

(4) 見積額が「1 (4) 提案上限額」を超えている場合

(5) 仕様書の要件を満たせない場合

(6) プrezentationに参加しなかった場合

(7) 選定の公平性を害する行為があった場合

(8) 前各号に定めるものほか、提案にあたり、著しく信義に反する行為等、委員会が失格であると認めた場合

10 その他留意事項

- (1) 本プロポーザル参加に要する費用は全て参加事業者の負担とする。なお、本プロポーザルの実施を中止した場合も同様とする。
- (2) 提出された書類は返却しない。
- (3) 提出された書類の差し替え、追加等は認めない。
- (4) 参加意向申出書、提案書等の提出後、参加事業者の都合により参加を辞退することとなった場合は、速やかに書面（任意様式）により、事務局まで申し出ること。
- (5) 参加事業者は、本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、審査に異議を申し立てることはできないものとする。
- (6) 提出書類の著作権は参加事業者に帰属する。ただし、本市が本プロポーザル結果の報告、公表等のために必要な場合は、提出書類の内容を無償で使用できるものとする。また、組織内で複写・配布を行う場合がある。

以上